

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年十月八日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	吉川美南高等学校	令和3年6月25日 (第220号)	<p>Ⅱ部定時制課程の保護者等から徴収した平成30年度及び令和元年度の学校徴収金等の会計処理で、事務職員による約336万円の横領事件が発生した。</p> <p>学校徴収金等の事務処理において、現金出納簿の未作成のほか現金の取扱いが不適切であり、また、学校内での監査も行われていないなど、県教育委員会が定めた諸規程及び同校が自ら定めた規程に反した事務処理を行っていたことは、事務の管理執行体制という点で著しく不適切であった。</p>	<p>1 学校徴収金等の決算報告・監査及び返金手続等 学校徴収金等の会計については、令和3年5月から7月にかけて決算報告及び監査を実施し、不適切な会計処理については是正を行った。 なお、学校徴収金等の不適切な事務処理により滞っていた業者に対する未払金の支払い及び生徒・保護者への返金については、令和3年7月までに全て完了した。</p> <p>2 学校における再発防止策</p> <p>① 現金の取扱いを減らす取組 Ⅱ部定時制課程では学校徴収金等を現金で徴収していたが、令和3年5月からは、原則として口座振替により徴収することとした。</p> <p>② 体制整備 「会計処理確認に関する校長・事務室長ToDoリスト」を作成し、会計処理が適切に行われているか確認することとした。 また、事務職員全員による打合せを毎日行い、担当間における情報共有を行い、事務室長による業務の進捗管理を徹底する。 さらに、担当課長が決裁ラインに入り、Ⅱ部定時制の財務関係及び学校徴収金等の起案をチェックすることとした。</p> <p>③ 学校徴収金等の支出管理 学校徴収金等に係る定期的な支払事務について、県費の支払とともに手続を一覧表にまとめ、業務の進捗状況を見える化するなどで、支</p>

				<p>私の遅延や漏れを防止することとした。</p> <p>④ 学校徴収金等に係る自己検査</p> <p>学校徴収金等について、チェックリストを作成し、県費の自己検査時と併せて毎月自己検査をすることとした。</p> <p>3 教育局における再発防止策</p> <p>① 学校徴収金等に関する全校調査（令和3年2月）</p> <p>各学校において、規程に基づき適正に会計処理が行われているか調査を実施した。</p> <p>② 現金の取扱いを減らす取組（令和3年3月）</p> <p>現金の取扱いを減らすことで再発を防ぐため、授業料等を現金で徴収している学校に対し、口座振替を積極的に活用するよう通知した。</p> <p>③ 「学校徴収金のチェックリスト」の作成、活用（令和3年4月）</p> <p>再発防止のため、新たに「学校徴収金のチェックリスト」を作成し、学校徴収金等について適正に管理するよう全校に通知した。</p> <p>④ 学校訪問による処理状況の確認（令和3年5月～）</p> <p>現金の取扱いが多い学校に対して、令和3年6月末までに緊急訪問を実施し、事務処理の点検を実施した。</p> <p>その他の学校についても、令和3年度内に全校を訪問し、チェックリストに基づき点検が行われているか確認を徹底する。</p> <p>⑤ 管理職、職員に対する研修等（令和3年4月～）</p> <p>校長会等の各種会議や研修会において、適切なマネジメント及び適切な事務処理を徹底するよう指示した。</p>
--	--	--	--	---

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	発達障害総合支援センター	令和3年6月25日 (第220号)	令和2年度「発達支援サポーター等育成研修事業委託」について、委託内容の執行伺書を作成していなかった。また、見積書を徴取する前に契約締結手続きを進めたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出納総務課地域出納員による全職員を対象とした財務研修を開催することとした。 2 当事務所に多い契約のケースについて、業務フローを作成し、時系列を常に確認するよう職員に周知した。 3 支出負担行為を起案する際、必ず執行伺書を添付するとともに、経理員等複数の目で執行伺書との整合性についてもチェックすることとした。
農林部	農業大学校	令和3年6月25日 (第220号)	令和元年度及び令和2年度に締結した「学生定期健康診断委託」に係る単価契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査から注意を受けた内容を管理職・各グループリーダーに対し職員会議において認識させるとともに、全職員にも周知し、次のとおり契約事務の再発防止策の徹底を図ることとする。</p> <p>まず、令和3年6月末までに財務事務に主として携わる4名の職員を財務の知識向上のため各種財務研修に参加させた。加えて財務事務の経験又は知識の乏しい職員を対象とした出納総務課地域出納員によるオーダーメイド研修を8月末までに実施する。</p> <p>さらに、令和3年度からは、全ての部署が財務のチェックシート（契約編）を活用することで、複数の目で契約に必要な手続きに漏れがないか再確認をすることとした。</p>